

募集要項

～日本語学科～

学校法人 大原学園

大原簿記法律観光専門学校金沢校



1. 出願資格

下記①から④の要件を全て満たし、かつ⑤⑥の要件のいずれかを満たすこととする。

- ① 本校での学習開始時に年齢が18歳以上である者
- ② 日本に留学する目的が明確である者
- ③ 国内あるいは外国において学校教育における12年の課程を修了し、日本の高等教育機関資格を有する者
- ④ 在学期間中の学費・滞在費等を賄うだけの経済的能力を持ち、資格外活動に頼ることなく学業に専念できることを書類等により客観的に証明できる者
- ⑤ 日本国内においては公益財団法人日本国際教育支援協会が、国外においては独立行政法人国際交流基金に委託された機関が実施する日本語能力試験において、N5相当以上に合格した者
- ⑥ 日本語教育機関で150時間以上の日本語学習歴を持つことを書面等で客観的に証明でき、かつ学習歴に即した学力を有することを書面及び面接等で証明できる者

2. 募集コース

コース名	入学時期	定員
日本語学科2年制	4月	40名
日本語学科1年6ヶ月制	10月	20名

3. 選考料

出願の際に、**選考料が必要です。**

日本語学科2年制：選考料 (30,000 日本円)

日本語学科1年6ヶ月制：選考料 (20,000 日本円)

4. 学費

日本語学科2年制

(単位：日本円)

	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
第一年	在留資格認定証交付時	50,000	290,000	15,000	20,000	375,000
	1年次8月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	合計	50,000	580,000	30,000	40,000	700,000
次年時	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	1年次2月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	2年次8月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	合計	—	580,000	30,000	40,000	650,000
総合計	納付期限	入学金	学費	教材費	維持費	合計
	日本語学科2年制	50,000	1,160,000	60,000	80,000	1,350,000



日本語学科 1年6ヶ月制

第一年	納付期限	入学金	学 費	教材費	維持費	合 計
	在留資格認定証交付時	30,000	270,000	10,000	20,000	330,000
	合計	30,000	270,000	10,000	20,000	330,000
次年時	納付期限	入学金	学 費	教材費	維持費	合 計
	1年次2月末	—	270,000	10,000	20,000	300,000
	2年次8月末	—	270,000	10,000	20,000	300,000
	合計	—	540,000	20,000	40,000	600,000
総合計	納付期限	入学金	学 費	教材費	維持費	合 計
	日本語学科1年6ヶ月制	30,000	810,000	30,000	60,000	930,000

5. 出願受付期間

コース名	受付期間
日本語学科2年制	入学前年の9月1日～11月下旬
日本語学科1年6ヶ月制	入学年の1月1日～5月下旬

※ 出願は上記の期間まで受け付けますが、出来るだけ早めに必要書類をご提出下さい。なお、上記期間中であっても定員になり次第、締め切ることがあります。

※ 名古屋入国管理局の申請締切日により上記の期間が多少前後する場合があります。

6. 出願方法

- ① 当校指定の各地代理機関にご相談下さい。
- ② 経費支弁者が日本在住の場合、経費支弁者が直接当校へ出願することが出来ます。

学校法人大原学園 大原簿記法律観光専門学校金沢校

〒920-0031 石川県金沢市広岡 1-1-15

TEL : 076-221- 5757 (代) FAX : 076-221- 6078

7. 出願選考料

選考料は、出願書類に添えて当校指定の代理機関に提出するか、下記の銀行口座へお振込み下さい。(※現金では受け付けられませんのでご注意ください)

(振込口座)

銀行口座：北國銀行 英町支店 普通預金口座 276093

口座名義：学校法人大原学園

8. 出願書類記載時の注意事項

- ① すべての証明書は、本校が日本国法務省入国管理局に在留資格認定申請を行う日より3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。
- ② 願書は出願者自らが自筆で記入してください。
- ③ 日本語以外の書類には、日本語訳文を添付してください。
- ④ 書き間違いのないように、丁寧に記入してください。なお、書類が不備な場合、不合格となる場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ 提出いただいた出願書類は、卒業証書等の原本を除いて一切お返し出来ません。

9. 出願に関わる注意事項

- ① 出願書類に不備がある場合、すべての書類が揃うまでは選考の対象となりません。
- ② 銀行送金手数料は自己負担して頂きます。
- ③ 一旦納入していただいた選考料・入学金・授業料等は原則として返金しません。



但し、以下の場合には本校の定める方法に則り、返金手続きが出来るものとします。

*1. 入国管理局の在留資格認定証明書が不交付となった場合。

→選考料を除く全納入金を返還する。

*2. 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合。

→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とする。

*3. 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合。

→選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、在外公館において入国査証が発給されなかった事の確認と入学許可証の返却を条件とする。

*4. 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合。

→入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料と入学金を除く全納入金を返還する。但し、入学許可証の返却を条件とする。

10. 出願からの流れ

① 学校へ願書等の必要書類を提出してください。

② 学校で書類審査を行います。

③ 学校より書類審査の結果および入学試験（面接・筆記試験）の日程等の詳細を郵送でお知らせします。（書類審査を通過できなかった方は、入学試験を受けることはできません。）

④ 書類審査を通過した方には、入学試験を行います。

⑤ 学校より合否の結果を郵送でお知らせします。合格の方には『入学許可証』を郵送します。



志願者本人が用意する書類

① 入学願書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定用紙に母国語で本人が記入すること。(写真添付のこと) ・全ての項目に空欄のないように記入すること。 ・氏名はパスポートに記載された氏名を、正確にはっきりと記入すること。
② 写真6枚 (縦4cm×横3cm)	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に撮影したもの。 ・正面向上半身で無帽、背景無し、鮮明なもの。 ・裏に国籍と氏名を記入しておくこと。
③ 履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定用紙に母国語で本人が記入すること。 ・学歴欄は小学校から順次記入すること。学校名、入学卒業の年月日は、卒業証明書等公的な書類と一致していること。(職歴・学歴については継続していて空白期間がないこと。また、浪人期間、兵役期間についても記入すること) ・学校の所在地は番地まで正確に記入すること。 ・進路先：進学を希望する者は分かる範囲で記入すること。
④ 留学理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が記入すること。 ・「留学理由」には、以下の事項をしっかりと書くこと。 <ul style="list-style-type: none"> 【1】簡単な自己紹介(これまでの経歴から現在迄の状況等) 【2】日本留学の目的(本校で日本語を学ぶ理由、卒業後進学して何を学ぶのか、その理由、今までの経歴との関連性等、詳しく書くこと。) 【3】日本で学んだことを将来どのように活かすのか ※特に最終学歴後5年以上経過している者は、勉学の意志、経歴、卒業後の進路等を詳細に説明すること。
⑤ 卒業証書及び、 学歴を証明するもの	<p>【中国以外の方】</p> <ol style="list-style-type: none"> 最終学歴が高校卒業の場合 <ul style="list-style-type: none"> 普通高校を卒業した方 <ul style="list-style-type: none"> ①卒業証書の原本または卒業証明書原本を提出すること。 職業高等学校・中等专业学校・技工学校等を卒業した方 <ul style="list-style-type: none"> ①卒業証書の原本または卒業証明書原本を提出すること。 (※卒業証書を紛失した場合は卒業証明書を提出。) ②出身学校の学校案内書、募集要項、卒業写真などを提出すること。 専門学校、大学等に在学中の方 <ul style="list-style-type: none"> ①在学中の学校の「卒業見込証明書」または「在学証明書」を提出すること。 ②「1. 最終学歴が高校卒業の場合」の該当する書類を提出すること。 最終学歴が専門学校・短期大学・大学卒業以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①専門学校・短期大学・大学(大学院)の卒業証書原本を提出。 標準学歴と異なる場合 <ul style="list-style-type: none"> 異なる事項についての説明及び証明書が必要。 ただし、公的機関が発行した説明及び証明書を提出すること。 標準学歴：満6～7歳入学、6・3・3制度 公的機関：教育部、教育委員会等



【中国本土の方】

1. 最終学歴が高校卒業の場合

普通高校を卒業した方

- ①卒業証書の原本または卒業証明書原本を提出すること。
(※卒業証書を紛失した場合は卒業証明書を提出。中国本土の場合は卒業証明書が本物であることの公証書も併せて提出すること。)
- ②「教育部学位与研究生教育发展中心」発行の認証書を提出※注1
 - ・ 高考(大学入学統一試験)、会考(高校統一試験)受験者は、高考成绩認証書と会考合格認証書を申請、提出(直送)。
 - ・ 会考のみ受験者は会考の成績認証書と合格認証書を申請、提出(直送)

職業高等学校・中等专业学校・技工学校等を卒業した方

- ①卒業証書の原本または卒業証明書原本を提出すること。
(※卒業証書を紛失した場合は卒業証明書を提出。中国本土の場合は卒業証明書が本物であることの公証書も併せて提出すること。)
- ②「教育部学位与研究生教育发展中心」発行の認証書を提出※注2
「中国中等職業教育認証書」を申請、提出(直送)。
- ③②の認証が発行されない場合は、卒業証書の公証書を提出すること。
- ④出身学校の学校案内書、募集要項、卒業写真などを提出すること。

2. 専門学校、大学等に在学中の方

- ①在学中の学校の「卒業見込証明書」または「在学証明書」を提出すること。
- ②「1. 最終学歴が高校卒業の場合」の該当する書類を提出すること。

3. 最終学歴が専門学校・短期大学・大学卒業以上の場合

- ①専門学校・短期大学・大学(大学院)の卒業証書原本を提出。
- ②高校の卒業を証明するものとして、高考認証書か会考成績認証書のいずれかを提出すること。
- ③「中国高等教育学歴認証報告」を提出すること。※注3
また本校がインターネット上で確認するための学歴認証用のコードNo.を報告すること。
- ④③の提出ができない場合は卒業証書の公証書を提出すること。

注1：中国本土の方対象「教育部学位与研究生教育发展中心」
「高考・会考認証」<http://www.cdgdc.edu.cn/>

本校へ必ず直送のこと。直送でなければ無効になります。

注2：中国本土の方対象「教育部学位与研究生教育发展中心」
「中国中等職業教育認証」<http://www.cdgdc.edu.cn/>

本校へ必ず直送のこと。直送でなければ無効になります。

注3：中国本土の方対象：「中国高等教育学生情報網」
「中国高等教育学歴認証報告」<http://www.chsi.com.cn/>

4. 標準学歴と異なる場合

- 異なる事項についての説明及び証明書が必要。
ただし、公的機関が発行した説明及び証明書を提出すること。
標準学歴：満6～7歳入学、6・3・3制度
公的機関：教育部、教育委員会等



⑥ 成績証明書	・最終学歴の成績証明書 (例) 高校3年間の成績証明書
⑦ 日本語能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の内、①③④あるいは②③④を提出すること。 ①日本語能力試験N5 (旧4級) 以上の合格証の原本。※後日返却 ②Jテスト F・E級の合格証の原本。※後日返却 ③日本語学習証明書<指定用紙>現地の日本語教育機関で日本語を150時間以上学習したことを、教育機関が記入・押印のこと。 (日本語教育機関の住所、連絡先、学習期間・学習時間数、使用教材名が記入されていること。) ④日本語学習申告書<指定用紙>日本語能力を自己診断したもの
⑧ 誓約書	・指定用紙に本人が記入すること。
⑨ 戸籍	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係、戸籍、住所が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ※中国の場合は「戸口簿」。住所と学歴、職業が記載してある最新の戸口簿で、記述内容に整合性があること。戸口簿一冊の全部をコピーしたもの。 (戸口簿は入学選考の面接時に原本を持参してください。)
⑩ 身分証	・本人及び父母等保護者のもののコピー
⑪ パスポート	・全ページのコピー(パスポート非取得者は発給後提出すること)
⑫ 在職・復職証明書	・職歴がある場合の該当者のみ
⑬ 日本語訳文	・原則的に提出書類全てに関する日本語訳文

経費支弁者(学費・生活費の負担者)が用意する書類

A. 志願者本人が学費、生活費を支弁する場合 (全ての書類に日本語訳文を添付すること。)

① 経費支弁書	・指定用紙に母国語で本人が記入すること
② 預金残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行(金融機関)からの証明書原本(口座番号記載有) ・預金の金額は修業期間の授業料および修業期間の生活費を賄える額より多い金額であること。 ・各国の銀行が発行した残高証明書で、当該国の通貨によるもので差し支えない。
③ 在職証明書	・勤務先発行の証明書・在職期間、職務内容等を明記。・発行日付・会社名・所在地・電話番号・FAX番号・代表者名・会社印
④ 法人登記簿謄本等	・会社経営者および役員の場合は必ず提出すること。
⑤ 営業許可書正本と副本の写し	・個人経営者の場合は必ず提出すること。
⑥ 収入証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先発行の過去3年以上の月収や年収を証明するもの ・納税証明書等で過去3年以上の月収や年収が記入され、その収入の説明がされているもの。 ・発行日付・会社名・所在地・電話番号・FAX番号・代表者名・会社印
⑦ 預金残高証明額の資金形成に至る経緯を説明できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年分の入出金明細書又は預金通帳のコピー、・財産を売却したことを証する資料、 ・その他預金残高の形成過程がわかる資料。 ※ただし、公証書の提出を求める場合もある。



B. 志願者の親族が日本国外から負担する場合

経費支弁者は定職を有し十分な経済支弁能力があること。(全ての書類に日本語訳文を添付すること)

① 経費支弁書	・ 指定用紙に母国語で本人が記入すること。
② 経費支弁説明書(該当者)	・ 本人の父母以外の者が経費支弁をする場合に記入すること。 ・ 引き受け経緯、支援総額等を詳細に記入すること。
③ 本人との関係を立証する書類	・ 中国⇒戸口簿コピー、親族関係公証書、身分証コピー (記述内容に整合性があること) ・ 韓国・台湾⇒戸籍謄本など ・ その他の国⇒出生証明書など
④ 預金残高証明書	・ 銀行(金融機関)からの証明書原本(口座番号記載有) ・ 預金の金額は修業期間の授業料および修業期間の生活費を賄える額より多い金額であること。 ・ 各国の銀行が発行した残高証明書で、当該国の通貨によるもので差し支えない。
⑤ 在職証明書	・ 勤務先発行の証明書・在職期間、職務内容等を明記。 ・ 発行日付・会社名・所在地・電話番号・FAX番号・代表者名・会社印
⑥ 法人登記簿謄本等	・ 会社経営者および役員の場合は必ず提出すること。
⑦ 営業許可書正本と副本の写し	・ 個人経営者の場合は必ず提出すること。
⑧ 収入証明書	・ 勤務先発行の過去3年以上の月収や年収を証明するもの。 ・ 納税証明書等で過去3年以上の月収や年収が記入され、その収入の説明がされているもの。 ・ 発行日付・会社名・所在地・電話番号 FAX番号・代表者名・会社印
⑨ 預金残高証明額の資金形成に至る経緯を説明できるもの	・ 過去3年分の入出金明細書又は預金通帳のコピー、・財産を売却したことを証する資料、・その他預金残高の形成過程がわかる資料。 ※ただし、公証書の提出を求める場合もある。



C. 在日本の方が負担する場合

在日経費支弁者は、親族関係、会社の取引関係、長年に渡る交友関係が証明できる方に限る。

① 経費支弁書	・指定用紙に本人が記入し、印鑑登録証明書印を押印のこと。
② 経費支弁説明書（該当者）	・本人の父母以外の者が経費支弁をする場合に記入すること。 ・引き受け経緯、支援総額等を詳細に記入すること。
③ 経費支弁者の在職証明書	・経費支弁者の職業により次の書類を提出すること。 (勤務先が発行する証明書：在職期間、職務内容等、発行日付・会社名・所在地・電話番号・FAX番号・代表者名・会社印) ・会社員：在職証明書(入管申請日前3ヶ月以内に発行されたもの) ・自営業：税務署の押印ある確定申告書控(原本) ※後日返却
④ 法人登記簿謄本等	・会社経営者および役員の場合は必ず提出すること。
⑤ 営業許可書正本と副本の写し	・個人経営者の場合は必ず提出すること。
⑥ 経費支弁者の納税証明書	・総所得金額を確認できるもので、次のいずれかを提出すること。 ①市町村区役所発行の「課税証明書」(原本) ②税務署発行の「納税証明書」〈その1、その2〉(原本) ※源泉徴収票は認めない。
⑦ 本人との関係を立証する書類	・親族関係公証書、中国戸籍謄本や出生証明書など、本人と経費支弁者との関係を証明するための公的な書類。(記述内容に整合性があること) ・取引契約書、伝票、写真、パスポートのコピー、手紙等
⑧ 経費支弁者の住民票	・同一世帯に属する全員が記載されているもので、入管申請日前の3ヶ月以内に発行されたもの。 ・外国籍の場合は登録原票記載事項証明書を提出すること。
⑨ 印鑑登録証明書	・入管申請日前の3ヶ月以内に発行されたもの。
⑩ 預金残高証明書（該当者）	・申請時より一ヶ月以内に金融機関より発行されたもの
⑪ 預金残高証明額の資金形成に至る経緯を説明できるもの	・過去3年分の入出金明細書又は預金通帳のコピー、・財産を売却したことを証する資料、・その他預金残高の形成過程がわかる資料。 ※ただし、公証書の提出を求める場合もある。
⑫ 日本語訳文	・日本語以外で記入した場合は日本語訳文を添付すること。

大原簿記法律観光専門学校金沢校

